

# 厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正について（案）

令和7年8月7日に人事院勧告がなされ、国家公務員の給与改定が行われる予定であることから、本市職員の給与改定等を行うため、厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものです。

なお、地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、国家公務員の給与等を考慮して定めることとなっています。

## 1 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（案）について

### （1）改定内容

#### ア 納入

行政職（1）、行政職（2）、消防職及び特定任期付職員の給料表のうち、全ての級及び号給における給料月額を増額改定します。

#### （ア）給料表の改定

対象となる職員の給料引上げ率：平均3.29%（給料月額で平均11,006円の増）

- ・行政職（1）：平均3.28%の引上げ（給料月額で平均10,925円の増）
- ・行政職（2）：平均2.83%の引上げ（給料月額で平均10,357円の増）
- ・消防職：平均3.49%の引上げ（給料月額で平均11,549円の増）

※ 行政職（1）の年代毎における給料引上げ額（参考 大卒モデルケース）

- ・初任給：12,000円の引上げ
- ・20歳台：10,600円から12,000円までの間の引上げ
- ・30歳台：10,200円から11,000円までの間の引上げ
- ・40歳台：10,700円から11,000円までの間の引上げ
- ・50歳台：10,800円から13,600円までの間の引上げ
- ・定年延長職員：7,300円から9,500円までの間の引上げ
- ・再任用職員：8,300円から9,500円までの間の引上げ（週5勤務の場合）
- ・特定任期付職員：15,000円の引上げ

#### （イ）対象者及び影響額

- ・対象者 1,532人（令和7年4月1日現在、一般会計ベース）
- ・影響額 年間344,224千円（地域手当、時間外勤務手当及び期末勤勉手当への跳ね返り分を含む。）

#### イ 期末勤勉手当

行政職(1)、行政職(2)、消防職及び特定任期付職員の給料表を適用する職員の年間支給月数を、0.05月引き上げます。令和7年度は6月分を支給済みのため、12月支給分で引き上げ、令和8年度は6月期と12月期に振り分けて改定します。

##### (ア) 一般職の場合

年間 4.60月 → 4.65月 (0.05月引上げ)

・対象者 1,419人 (令和7年6月1日現在、一般会計ベース)

・影響額 1人当たり年間81,524円増 (給料月額引上げに伴う影響額含む。)

##### 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	2.10月
	合 計	2.30月	2.30月	4.60月

##### 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	1.25月	1.275月	2.525月
	勤勉手当	1.05月	1.075月	2.125月
	合 計	2.30月	2.35月	4.65月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
	合 計	2.325月	2.325月	4.65月

(イ) 再任用職員の場合

年間 2.40 月 → 2.45 月 (0.05 月引上げ)

・対象者 112 人 (令和7年6月1日現在、一般会計ベース)

・影響額 1人当たり年間 30,603 円の増(給料月額引上げに伴う影響額含む。)

現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.70 月	0.70 月	1.40 月
	勤勉手当	0.50 月	0.50 月	1.00 月
	合 計	1.20 月	1.20 月	2.40 月

改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.70 月	0.725 月	1.425 月
	勤勉手当	0.50 月	0.525 月	1.025 月
	合 計	1.20 月	1.25 月	2.45 月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和8年度以降	期末手当	0.7125 月	0.7125 月	1.425 月
	勤勉手当	0.5125 月	0.5125 月	1.025 月
	合 計	1.225 月	1.225 月	2.45 月

(イ) 特定任期付職員の場合

年間 3.65 月 → 3.70 月 (0.05 月引上げ)

・対象者 1人 (令和7年6月1日現在、一般会計ベース)

・影響額 1人当たり年間 103,383 円増 (給料月額引上げに伴う影響額含む。)

現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.950 月	0.950 月	1.90 月
	勤勉手当	0.875 月	0.875 月	1.75 月
	合 計	1.825 月	1.825 月	3.65 月

改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.950 月	0.975 月	1.925 月
	勤勉手当	0.875 月	0.90 月	1.775 月
	合 計	1.825 月	1.875 月	3.70 月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和8年度以降	期末手当	0.9625 月	0.9625 月	1.925 月
	勤勉手当	0.8875 月	0.8875 月	1.775 月
	合 計	1.850 月	1.850 月	3.70 月

## ウ 通勤手当

自宅から勤務地までの距離区分に応じて支給している車、バイク及び自転車の交通用具にかかる通勤手当を増額改定します。

### (ア) 交通用具の支給額改定

片道 10 kmから 60km までの距離区分を 100 円から 7,100 円までの幅で引上げ

(単位：円)

距離区分	令和 7 年度(現行)	令和 7 年度(改定後)	改定額
0～2km	支給なし	支給なし	—
2～5km	3,500	3,500	—
5～10km	4,800	4,800	—
10～15km	7,200	7,300	+100
15～20km	10,000	10,400	+400
20～25km	12,900	13,500	+600
25～30km	15,800	16,600	+800
30～35km	18,700	19,700	+1,000
35～40km	21,600	22,800	+1,200
40～45km	24,400	25,900	+1,500
45～50km	26,200	29,100	+2,900
50～55km	28,000	32,300	+4,300
55～60km	29,800	35,500	+5,700
60km 以上	31,600	38,700	+7,100

### (イ) 対象者及び影響額

- ・対象者 122 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在、一般会計ベース)
- ・影響額 年間 468 千円

### (2) 施行日

改正条例の公布日及び令和 8 年 4 月 1 日の 2 段階施行

## 2 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（案）について

### （1）改定内容

#### ア 期末手当

常勤特別職職員及び病院事業管理者の年間支給月数を、0.05月引き上げます。  
令和7年度は6月分を支給済みのため、12月支給分で引き上げ、令和8年度は6月期と12月期に振り分けて改定します。

年間 4.35月 → 4.40月 (0.05月引上げ)

・対象者 5人（常勤特別職4人、病院事業管理者1人）

・影響額 市長 63,228円の増

副市長 51,480円の増

教育長 46,596円の増

病院事業管理者 48,180円の増

#### 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	2.175月	2.175月	4.35月

#### 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	2.175月	2.225月	4.40月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和8年度以降	期末手当	2.20月	2.20月	4.40月

### （2）施行日

改正条例の公布日及び令和8年4月1日の2段階施行

### 3 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（案）について

#### （1）改定内容

##### ア 期末手当

議長、副議長及び議員の年間支給月数を、0.05月引き上げます。令和7年度は6月分を支給済みのため、12月支給分で引き上げ、令和8年度は6月期と12月期に振り分けて改定します。

年間 4.35月 → 4.40月 (0.05月引上げ)

・対象者 28人（議長1人、副議長1人、議員26人）

・影響額 議長 33,960円の増

副議長 29,400円の増

議員 27,120円の増

##### 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	2.175月	2.175月	4.35月

##### 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	2.175月	2.225月	4.40月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和8年度以降	期末手当	2.20月	2.20月	4.40月

#### （2）施行日

改正条例の公布日及び令和8年4月1日の2段階施行

## 給与改定に伴う職員給与費等への影響について

### 1 年間影響額について

給与改定に伴う職員給与費等への年間影響額は、一般会計ベースで約489,112千円となり、職員1人当たりでは約260,600円の増となります。特別会計、企業会計及び議員の給与改定も含めた全体の影響額は、約698,994千円となります。

#### 【一般会計】年間影響額内訳

会計区分	項目	年間影響額
一般会計	一般職等	400,291千円
	会計年度任用職員	88,821千円
合 計		489,112千円

※ 一般職等の人数 1,536人（令和7年4月1日現在）

内訳：特別職（4人）、一般職（1,419人）、再任用職員（112人）、  
特定任期付職員（1人）

※ 会計年度任用職員は一部のみ対象 1,015人

#### 【特別会計】

会計区分	項目	年間影響額	
特別会計	後期高齢者医療事業	一般職等	1,514千円
		会計年度任用職員	1,097千円
	国民健康保険事業	一般職等	5,575千円
		会計年度任用職員	1,224千円
		一般職等	4,845千円
		会計年度任用職員	2,731千円
合 計		16,986千円	

#### 【企業会計】

会計区分	項目	年間影響額	
企業会計	公共下水道事業	一般職等	5,801千円
		会計年度任用職員	152,294千円
	病院事業	一般職等	34,033千円
合 計		192,128千円	

#### 【議員】

区分	項目	年間影響額	
一般会計	議員	期末手当	768千円
合 計		768千円	

※議員数 28人（令和7年4月1日現在）

総合計	698,994千円
-----	-----------